

鳥取県高等学校体育連盟バスケットボール専門部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この専門部は、鳥取県高等学校体育連盟バスケットボール連盟専門部と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この専門部は、主たる事務所を専門委員長所在市町村に置く。

第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第3条 この専門部は、鳥取県における高等学校バスケットボール競技界を統轄し、代表する唯一の団体としてバスケットボールの普及及び振興を図り、競技者を育成強化し、バスケットボールを通じて、鳥取県高校生の心身の健全な発展に寄与し、また豊かな人間性を涵養することを目的とするために、次の事業を行う。

- (1) バスケットボールの技術の研究や向上と普及や振興に関する基本方針の確立のための事業
- (2) この専門部が重視する「行動規範」「倫理ガイドライン」「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」の啓発
- (3) 鳥取県において開催されるバスケットボール競技の主催及び主管等の事業運営規則の策定並びに開催
- (4) 審判技術の研究及び審判員の養成
- (5) 指導技術の研究及び指導者の養成
- (6) 地域社会におけるバスケットボールグループの育成強化
- (7) 鳥取県を代表するチームの役員及び選手の選定並びに派遣
- (8) バスケットボール競技に関する公式記録の作成及び保存、運用
- (9) バスケットボールに関する講習会の開催
- (10) バスケットボールの宣伝啓発
- (11) バスケットボールに関する指導資料等の刊行
- (12) バスケットボールに関する表彰
- (13) 一般社団法人鳥取県バスケットボール協会（以下「T B A」という）、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「J B A」という）、中国バスケットボール協会及び（公財）全国高等学校体育連盟バスケットボール専門部等の関係諸団体との相互連携に必要な事業
- (14) その他、この専門部の目的を達成するために必要な事業

第3章 遵守義務

(遵守義務)

第4条 この専門部は、鳥取県高等学校バスケットボール界を代表する唯一の団体として、T B Aに加盟し、T B A、J B A及び中国バスケットボール協会の定款、基本規程及びこれに付随する諸規程並びに国際バスケットボール連盟（以下「F I B A」という）及びF I B A・A S I Aの諸規程並びにスポーツ仲裁裁判所（以下「C A S」という）及び公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「J S A A」という）の仲裁関連規則のほか、T B A、J B A、F I B A、F I B A・A S I A、C A S及びJ S A Aの指示、指令、命令、決定並びに裁定等を遵守する。

第4章 地区専門部

(地区専門部)

- 第5条 この専門部は、バスケットボール競技の普及及び発展を図るために、次の地区専門部を置く。
- (1) 鳥取県東部地区高等学校体育連盟バスケットボール専門部
 - (2) 鳥取県中部地区高等学校体育連盟バスケットボール専門部
 - (3) 鳥取県西部地区高等学校体育連盟バスケットボール専門部
- 2 地区専門部の規約等の諸規程は、この専門部の規約、T B Aの定款及び諸規程に従ったものでなければならない。
- 3 地区専門部の規約等の諸規程を制定する際には、この専門部の理事会の承認を受けなければならない。
- 4 地区専門部は、この専門部の規約、T B A、J B A及び中国バスケットボール協会の定款、基本規程及びこれに付随する諸規程並びにF I B A及びF I B A・A S I Aの諸規程並びにC A S及びJ S A Aの仲裁関連規則のほか、T B A、J B A、F I B A、F I B A・A S I A、C A S及びJ S A Aの指示、指令、命令、決定並びに裁定等を遵守する義務を負う。

(登録)

- 第6条 この専門部及び地区専門部が行う事業に参加するチーム及び競技者は、この専門部、T B A及びJ B Aに登録しなければならない。
- 2 前項の登録に関する規定は、理事会で別に定める。

第5章 評議員

(評議員の設置及び定数)

- 第7条 評議員は、この専門部に登録されたチームを代表する顧問とし、その定数は、この専門部に登録されたチーム毎に、各1名とする。

(評議員の職務)

- 第8条 評議員は、評議員会を組織し、この規約に定める事項を決議する。

(評議員の任期)

- 第9条 評議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選出された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選出された評議員の任期は、他の評議員の任期の残存期間と同一とする。

(評議員の退任)

- 第10条 評議員は、この専門部の定める退任届を提出することにより、退任することができる。ただし、退任の申し出は、退任予定期日の1ヶ月前までに行うものとするが、やむを得ない事由によるときは、いつでも退任することができる。

(評議員の解任)

- 第11条 評議員が、この専門部の名誉を傷つけ、又は、この専門部の規約、T B A、J B A及び中国バスケットボール協会の定款、基本規程及びこれに付随する諸規程並びにF I B A及びF I B A・A S I Aの諸規程並びにC A S及びJ S A Aの仲裁関連規則のほか、T B A、J B A、F I B A、F I B A・A S I A、C A S及びJ S A Aの指示、指令、命令、決定並びに裁定等に違反する行為のあったときは、評議員会の決議によって解任することができる。

第6章 評議員会

(構成)

- 第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会の議長は、部長若しくは部長が指名する者がこれに当たる。

(権限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) 規約の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他、評議員会で決議するものとしてこの規約で定められた事項

(開催)

第14条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要があるときに臨時評議員会を開催する。

(招集)

第15条 評議員会は、理事会の決議に基づき、部長が書面又は電磁的方法にて招集する。

- 2 総評議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する評議員は、部長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(定足数等)

第16条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 役員及び各専門委員会の委員長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(評議員の議決権)

第17条 評議員会における議決権は評議員1名につき1個とする。

- 2 評議員会に出席できない評議員は、他の評議員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該評議員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの連盟に提出しなければならない。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、この規約に別段の定めがある場合を除き、評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 評議員の解任
 - (2) 理事の解任
 - (3) 監事の解任
 - (4) 規約の変更
 - (5) 解散

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席評議員の代表者が記名押印の上、これを保存する。

第7章 役員

(役員の設定及び定数)

第20条 この専門部に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上26名以内とし、1名を部長、1名を専門委員長、3名を専門委員、1名を事務局長とする。

- (2) 監事 3名以内

- 2 原則として、前項の専門委員は地区専門部の専門委員長とする。

(役員を選任)

第21条 部長は、鳥取県高体連会長の委嘱により、高等学校長の中から選任する。

2 専門委員長、事務局長、監事は、評議員会に諮り、部長が委嘱する。

3 地区選出理事は、各地区評議員会より推薦し、部長が委嘱する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。

2 部長は、この規約で定めるところにより、この専門部を代表し、その業務を執行する。

3 専門委員長は、理事会の決議に基づき、この専門部の業務を執行し、原則としてTBAの代議員となる。

4 専門委員は、理事会の決議に基づき、この専門部の業務を分担執行する。また、専門委員長を補佐し、専門委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

専門委員は、あらかじめ理事会で選定する。また、原則としてTBAの代議員となる。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この専門部の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された役員任期は、他の役員任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第25条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、評議員会で決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、これに堪えないと認められるとき

(役員報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第8章 理事会

(構成)

第27条 この専門部に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、部長若しくは部長が指名する者がこれに当たる。

(権限)

第28条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この専門部の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 部長、専門委員長、専門委員及び事務局長の選定及び解職

(4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(種類及び開催)

第29条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年概ね4回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 部長が必要と認めたとき

- (2) 総理事の議決権の5分の1以上の議決権を有する理事、又は監事から、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、部長に招集の請求があったとき

(招集)

- 第30条 理事会は、部長が書面又は電磁的方法にて招集する。
2 部長は、前条第3項第2号の規定に基づき会長以外の理事又は監事から理事会の招集の請求があった場合は、すみやかに理事会の招集の通知を発しなければならない。

(定足数等)

- 第31条 理事会は、決議に加わることのできる過半数の理事の出席がなければ開催することができない。
2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事の議決権)

- 第32条 理事会における理事の議決権は理事1名につき1個とする。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

- 第34条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的方法にて同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

- 第35条 理事又は監事が、この専門部の事業に関する事項を報告する際、理事及び監事の全員に書面又は電磁的方法にて通知をしたときは、その事項の報告が理事会でなされたものとみなすことができる。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した部長若しくは部長が指名した議長、専門委員長及び監事が記名押印の上、これを保存する。

第9章 専門委員会

(専門委員会)

- 第37条 この専門部にTBA及びJBAの組織に従って、専門委員会を置く。
2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会で別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

- 第38条 この専門部の事務を処理するために、事務局を置く。
2 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会で別に定める。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

- 第39条 この専門部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第40条 この専門部の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けた上で、TBAに報告しなければならない。

ならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この専門部の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、部長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた上で、TBAに報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 年間予算決算書
- (4) 年間予算決算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第3号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、この規約を主たる事務所に備え置くものとする。

第12章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第42条 この規約は、評議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この専門部は、評議員会の決議によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この専門部が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この専門部は、剰余金の分配を行うことができない。

第13章 補則

(細則)

第45条 この専門部の運営に必要な事項は、この規約に定めるもののほか、理事会及び評議員会の決議を経て、部長が別に定める。

附 則 平成28年4月22日 改定 施行

平成19年4月27日 制定施行

平成22年4月23日 一部改定

平成23年4月22日 一部改正

平成28年4月22日 全面改定

(理由)

鳥取県バスケットボール協会的一般社団法人化により規約改定のため。